



技術士事務所設立運営にあたって

沢木技術士事務所 沢木 至
技術士（化学・総合技術監理）

自己紹介

沢木 至 (秋田県生まれ)

1982年 東京工業大学 無機材料工学専攻 修士課程修了
三菱化成工業（株）（現：三菱化学（株））入社
四日市工場、横浜総合研究所、水島事業所にて勤務
触媒、セラミックス、石油化学系の技術開発を担当

2003年 早期退職（46歳）

2005年 技術コンサルタント業開始

2006年 技術士登録（化学部門、総合技術監理部門）
沢木技術士事務所開設

◎ 専門 セラミックス、無機化学、粉体、触媒、化学プロセス開発
技術経営支援、知的財産管理、情報調査他

◎現在 公益社団法人 日本技術士会 化学部会 副部会長
一般社団法人 技術知財経営支援センター

退職後に技術士資格を取得、独立技術士として10年目

現在の主な仕事

◎ 専門技術（化学部門）関連のコンサルティング

- ・技術開発全体～開発テーマについてのアドバイス（定期的）
- ・特定技術について、技術・特許・市場の調査及び提言など
- ・中小企業のものづくり（技術開発～生産管理）の支援
- ・公的機関等の技術相談員／専門家としての相談・指導

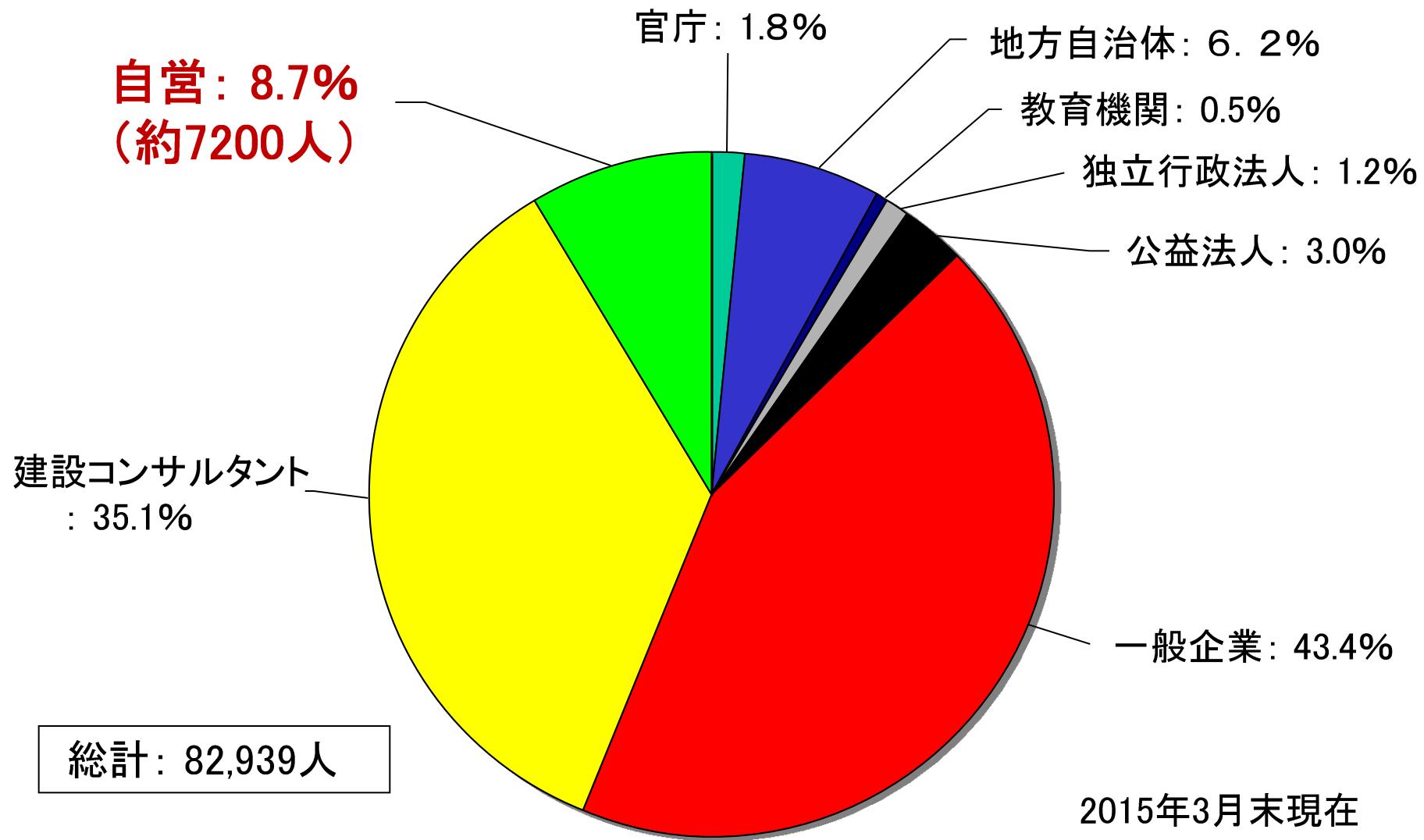
◎ 非専門技術（総監部門）関連のコンサルティング

- ・組織体制や人材育成を含む総合的な指導（技術顧問として）
- ・技術開発戦略などの企画・管理面でのコンサルティング
- ・知的財産コンサルティング（調査、出願～特許管理、契約等）

◎ その他

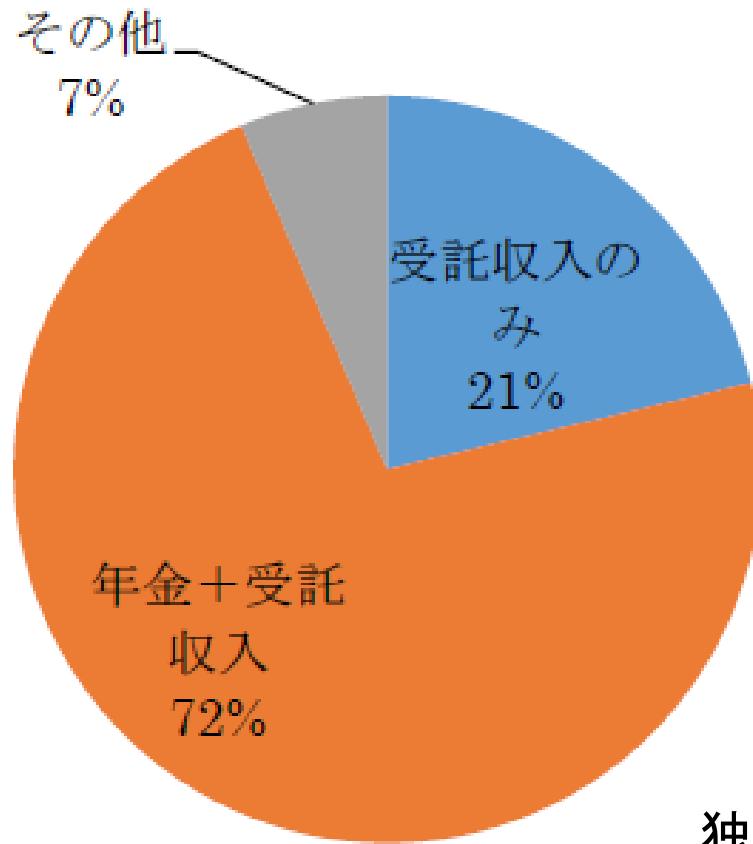
- ・外国特許翻訳、特許分類、技術/特許評価（△円／件の仕事）
- ・技術調査、特許調査、調査を基にしたコンサルティング
- ・助成金/補助金等の審査業務他

技術士登録者の勤務先



独立技術士の収入源

Q2 主たる収入源



独立技術士対象
回答数 47名

技術士はいろいろ

◎ 専門分野・専門性の違い

- ・技術部門（21部門）や選択科目（107科目）
- ・専門事項、専門分野の特殊性、深さ、幅など様々

◎ 独立の経緯、年齢の違い

- ・定年退職後 or 定年前の脱サラ
- ・脱サラ組は特に個性的（クセモノ）揃い

◎ キャリアの違い（何でも屋、一筋派、研究、現場、管理）

◎ 他の資格の有無（ダブル・トリプルホルダ）

- ・弁理士、中小企業診断士、労働安全コンサルタント、ISO等

◎ 独立開業の目的の違い

- ・収入／技術者人生の継続／社会貢献／人生の生きがい

◎ 独立後の経験の違い

- ・やっていること、やり方、言うこと、人それぞれ

独立技術士

◎ 勤務医が独立開業するのとは違う

- ・法定業務であり、独立後も仕事内容は基本的に変わらない

◎ 会計士、税理士、弁理士、司法書士などの独立とも違う？

- ・それぞれ法定業務であり、定型的で、同業者はほぼ同じ仕事

◎ 街に「技術士事務所」の看板はあまり見かけない

- ・そもそも技術士を探している顧客が少ない
- ・技術士が何をしてくれるのかがわからない

◎ 独立技術士の仕事は何か？

- ・技術士でさえわかっていないのに、他の人にわかる訳がない
- ・基本的に何をしてもいい
- ・実際に、独立技術士の仕事はそれぞれ異なり、千差万別
- ・何をしてもいいのなら、潜在的な顧客はいくらでもいるはず？
- ・独立コンサルを目指すなら、自分なりの答えを自分で見つける

独立技術士の代表的な仕事

◎ 技術コンサルタント、技術顧問

- ・大中小企業のコンサルタント／顧問（技術・特許指導）
- ・技術動向調査、特許調査、技術・特許評価等
- ・専門技術（解析、調査、問題解決、技術サービス等）

◎ 審査員・専門員等

- ・補助金／助成金事業の審査員
- ・技術相談、特許相談
- ・产学研連携
- ・裁判等の技術調査、鑑定人、専門委員、調停委員
- ・ISO関係の指導・審査

◎ アカデミック・パブリック

- ・大学、セミナー、講演会等での講義、講演
- ・小中学校等での理科支援
- ・専門書の出版

◎ その他（起業・ベンチャービジネス）

そもそも … 働き方

◎ 労働者（被雇用者）

○ 正規雇用

- ・社員、公務員、サラリーマン、勤め人、（契約社員、派遣）

○ 非正規雇用

- ・アルバイト、パート、非常勤、嘱託、（契約社員、派遣）

★ 雇用契約（労働契約）に従って働く、法律で保護される

◎ 個人事業主（自営業者、フリーランス）

○ 農家、漁師、自営、商店主、個人タクシー、作家、芸術家、タレント、プロスポーツ選手、フリージャーナリスト、開業医、建築家、デザイナー、**士業**、プロ棋士、占い師等

★ 個人の責任で、商品やサービスを提供する

★ 委託契約、委任契約、請負契約などを締結する場合も多い

◎ 法人経営者（使用者）

○ 会社社長、各種法人理事長

独立技術士は気楽な稼業か？

◎ 雇われない生き方

- ・誰にも雇われない … 自由 ⇔ 自分を律する必要
- ・自分で考え、自分で決断、自分で実行
- ・自分で全てを担当（企画/経営/経理/営業/実行部隊/雑用）
- ・法的に保護される「労働者」から自己責任の「個人事業主」に

◎ 自由と責任

- ・誰かに指示されることはない
→ やりたいことをやれる、やりたくないことはやらなくてよい
- ・雇われない自由は、責任（リスク）を負う覚悟と引き換え
→ 自分の決断が自分・家族、顧客に影響・損害を与える可能性

◎ 全てを自主的にやるという姿勢と処理能力

- ・誰からも強制されない → 何もしなければ何も起こらない
- ・仕事も家庭も健康管理も、全て自主的・能動的に
- ・様々な分野に対して、ある程度の実務処理能力が必要

労働者（サラリーマン等）の特典

◎ 保険料の一部会社負担等

- ・健康保険：独立すると保険料負担が増大
- ・厚生年金：国民年金だけでは不足、別の年金等への加入も考慮
- ・雇用保険・労災保険：独立すると加入できず、個人で防衛必要

◎ 給与制度、福利厚生の充実

- ・安定した給料、賞与、退職金、各種手当、ベースアップ
- ・有給休暇、その他各種福利厚生サービス

◎ 税金関係の優遇（必要経費の算出、納税手続き）

・サラリーマン

必要経費：給与収入から自動的に2～3割が控除される

税務処理：会社が計算し、源泉徴収を行う

・個人事業主

必要経費：実際の経費を0から積み上げなくてはいけない

税務処理：会計処理、決算作業、確定申告が必要

さらに事業税や消費税の納税も必要に

退職後の手続き

◎ 雇用保険

- (登録) 会社からの離職票をハローワークに提出し求職登録
(受給) 求職活動を行い、認定日に出頭、失業認定報告書を提出
※ 独立開業準備の期間中は失業手当の受給はできない

◎ 健康保険

- ・ 従来の健康保険を2年限定で継続
- ・ 国民健康保険に加入
- ・ 家族の健康保険の被扶養者（年収制限）

◎ 年金

- (納付) 厚生年金から国民年金への切り替え
家族の厚生年金の被扶養者（年収制限）
(受給) 年金（厚生年金）の受給手続き

◎ 所得税

- (退職年) 年末調整がないので、確定申告で精算
(その後) 収入のある年には、原則として確定申告が必要

個人事業／法人事業

◎ 個人事業

- ・設立届が簡単、費用が掛からない
- ・運営が簡単で、制約が少ない
- ・個人の裁量で経営できる
- ・対外的信用に劣る（いつ辞められるかわからない）
- ・事業資金の調達に難がある

◎ 法人事業

- ・設立登記が必要、煩雑、専門的で費用が掛かる
- ・運営に法的制約が多い（議事録作成等）
- ・経営者個人の意思だけで経営できない（共同経営）
- ・社会的信用が得られる
- ・法人相手でないと取引しない企業もある
- ・事業資金の調達がしやすい
- ・役員報酬を必要経費化できるので税金面で有利な場合も

独立開業（脱・無職）の手続き

◎ 個人事業の場合

- 所轄税務署 … 所得税（国税）関係
 - ・個人事業開業届（1ヶ月以内）
 - ・所得税の青色申告申請、青色専従者給与に関する届等
- 都道府県税事務所 … 個人事業税（地方税）関係
 - ・個人事業開始届

◎ 法人設立の場合

- 法務局 … 設立登記
 - ・設立登記申請
- 所轄税務署 … 法人所得税（国税）関係
 - ・法人設立届、青色申告申請等
- 都道府県税事務所 … 法人事業税（地方税）関係
 - ・事業開始申告

収入と所得

$$\text{所得} = \text{収入} - \text{経費}$$

◎ 所得

- ① 事業所得 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、**サービス業**等)
- ② 不動産所得 (不動産、不動産の上の権利、船舶・航空機の貸付等)
- ③ 利子所得 (公社債・預貯金の金利、公社債投信等の収益の分配)
- ④ 配当所得 (法人からの利益の配当、剰余金の分配、基金利息等)
- ⑤ 給与所得 (俸給、**給与**、賃金、歳費、**賞与**等)
- ⑥ 雜所得 (公的年金、公社債償還差益、その他)
- ⑦ 譲渡所得 (資産譲渡関係(土地、建物、株式、車両、機械等))
- ⑧ 一時所得 (懸賞金、馬券払戻金、生命保険の満期金、立退き料等)
- ⑨ 山林所得 (山林の伐採、譲渡)
- ⑩ 退職所得 (退職手当、一時恩給等)

◎ 所得の計算

- 事業所得 = 事業収入 - 必要経費
- 給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除
- 雜所得 = (公的年金収入 - 公的年金控除) + (他収入 - 必要経費)

個人所得税の計算



$$\text{個人所得税} = (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} (- \text{控除})$$

給与所得の場合：給与所得 = 紙与収入 - 紙与所得控除

* 紙与所得控除額は収入に応じて予め決まっている

事業所得の場合：事業所得 = 事業収入(売上) - 必要経費

* 必要経費は自己申告、全ての経費を記帳し、積算

交通費、通信費、消耗品費、図書費、事務所費、光熱費等

所得控除 = 基礎控除 + 扶養控除 + 配偶者控除 + 医療費控除

+ 社会保険料控除 + 生命保険料控除 + 地震保険控除料他

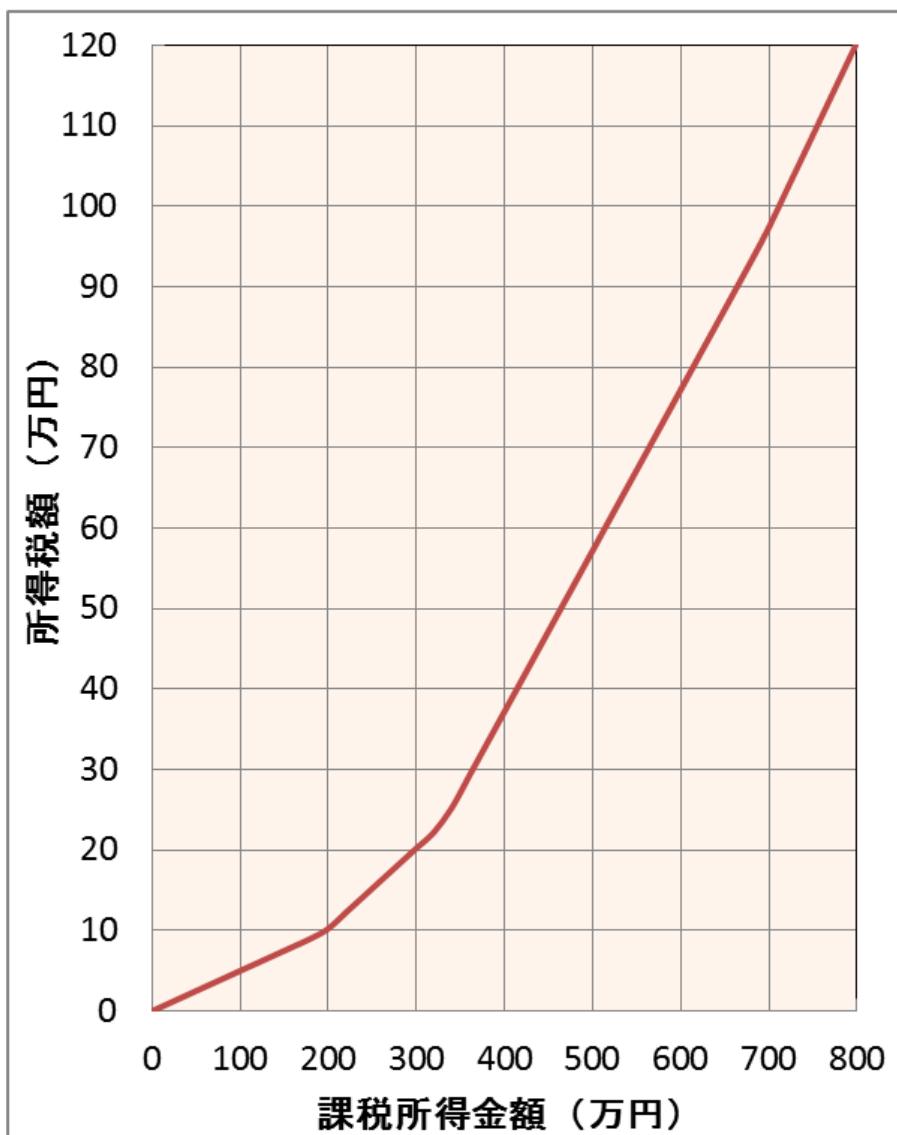
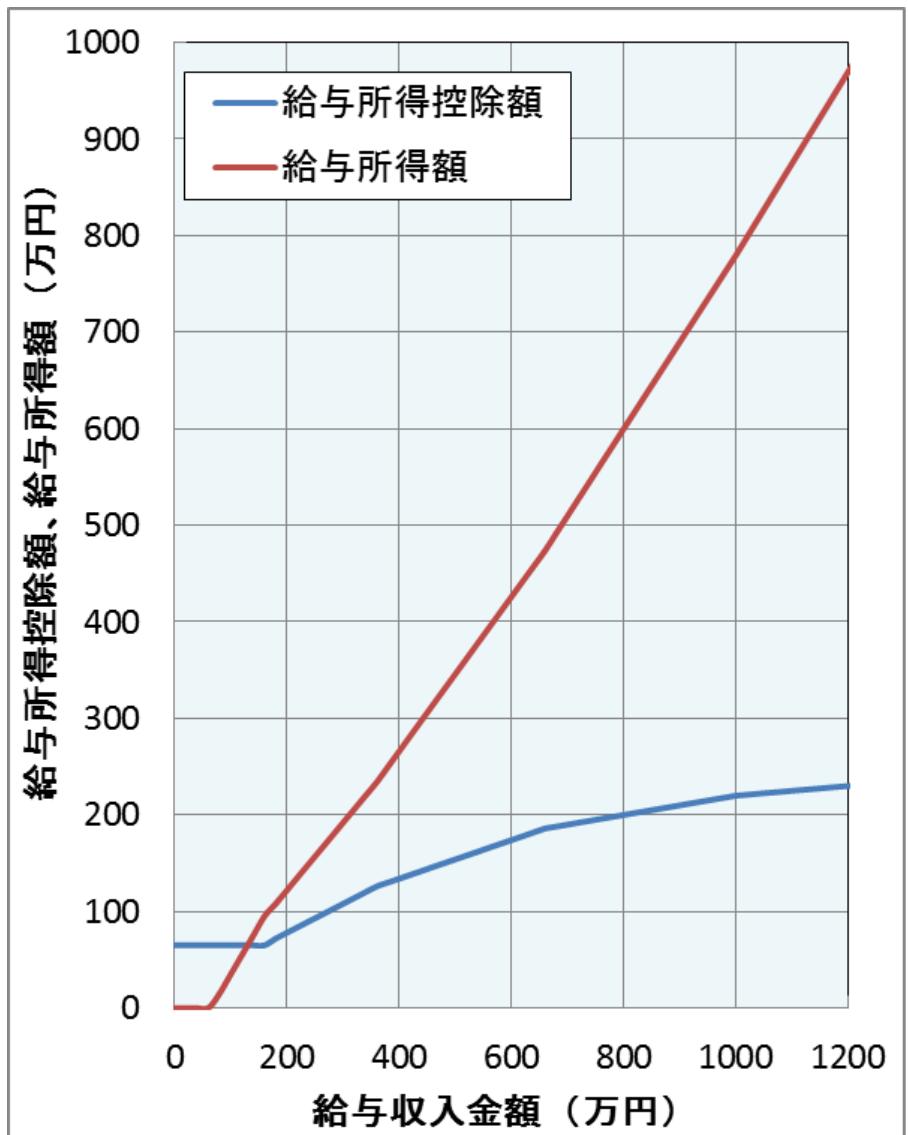
税率 = 5 ~ 45% (課税所得金額に依存) × 1.021 (復興特別税)

給与所得源泉徴収票

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	東京都港区新橋○-××-△	(受給者番号) 0000451																		
			氏名(フリガナ) ニホンガミ イチロウ																		
			日本髪 一郎																		
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額														
給料・賞与	6,000,000円		4,260,000円		2,629,600円		81,500円														
控除配偶者の有無等		配偶者特別 控除の額	扶養親族の数(配偶者除く)			障害者の数		社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	損害保険料 の控除額	住宅借入金 特別控除額										
有	無		老人	特定	老人	その他	特別					他									
○			1		1			809,600	50,000												
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 159,600円																					
(妻)裕子 (子)丈一郎 (子)舞 (年少)翼																					
未成年者	乙欄	障害者		寡婦		寡夫	勤労 学生	死亡 退職	災害 者	外国人	中途就・退職					受給者生年月日					
		特別	他	一般	特別						就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月
													○		36	4	21				
支払 者	住所又は所在地	東京都千代田区大手町▲-○-▼▲																			
	氏名又は名称	富士額 株式会社																			

給与収入と給与所得、課税所得と所得税額



個人事業における青色申告と白色申告

	青色申告	白色申告
記帳の義務	複式簿記、保管義務あり	単式簿記、保管義務あり
決算書の作成	損益計算書と貸借対照表	収支内訳書
特典	青色申告特別控除他	なし
申請手続き	所轄税務署への申請、届出	なし

◎ 青色申告の特典

(1) 青色申告特別控除

最高65万円を経費として控除

(2) 青色事業専従者給与

生計を一にしている配偶者や家族の給与を必要経費に

(3) 貸倒引当金

貸倒れの損失の見込み額として、帳簿価格の5.5%を必要経費に

(4) 純損失の繰越しと繰戻し

純損失を翌年以降3年間、各年の所得から差し引き可能

会計・税務の重要性

◎ 技術士報酬は原則として源泉徴収

- ・所得税法204条により、支払額の10%が源泉徴収される
- ・必要経費や各種控除等を適切に処理すれば、確定申告で源泉徴収納税額の一部が還付される場合が多い

◎ 確定申告は個人事務所にとっての決算作業

- ・青色申告特別控除（65万円）などの特典は魅力
- ・青色申告には、複式簿記による記帳と帳簿管理が必要
- ・会計知識は必要だが、PC会計ソフトが助けてくれる
- ・財務諸表を作成する間に実践的な知識が身に付く

◎ 中小企業の経営面へのアドバイスも可能に

- ・企業の財務諸表を読む力がつく
- ・中小企業の支援の際や、助成金審査等でも必要な知識
- ・お金が戻ってくるし、自分の勉強にもなる、一石二鳥

会計処理（決算と確定申告）

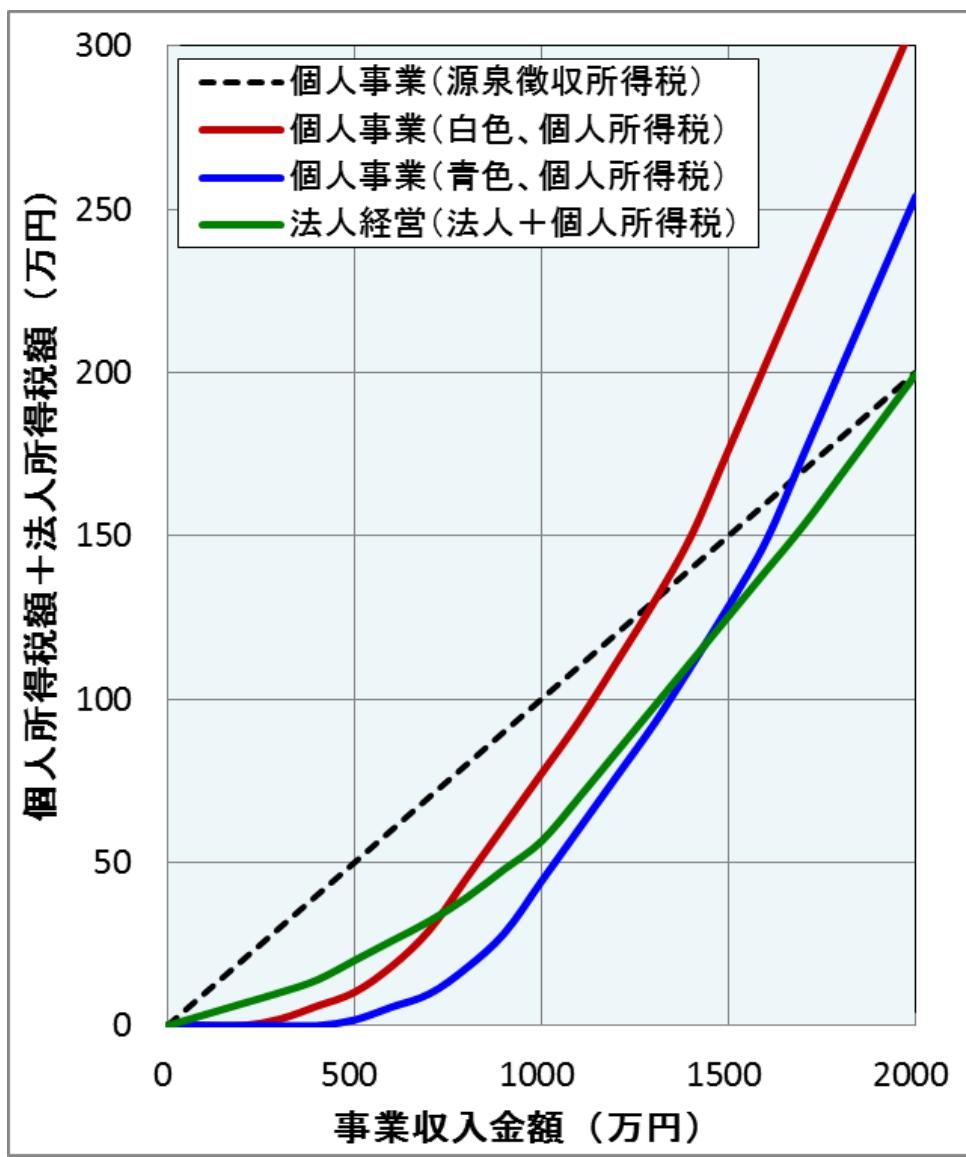
◎ 日々の収支を記録する … 業務の一環

- ・業務に関係する支出を管理する
　　交通費、事務所費、光熱費、通信費、消耗品費、図書費、
　　交際費、諸会費等
- ・領収書、レシート、または記録を残しておく
- ・収入／売上（入金）をきちんと管理する
- ・PC会計ソフト等で日々の収支を管理
　　1回/週～1回/年程度の適当な頻度でデータ入力

◎ 年度末に決算作業 → 確定申告

- ・個人事業の会計年度は1月～12月
- ・確定申告は2月中旬～3月中旬
- ・データ入力さえすれば、会計ソフトがほぼ全自動で処理
- ・決算書類（損益計算書、貸借対照表等）と確定申告書を作成
- ・プリントアウトを税務署に提出（郵送）すれば終了

個人事業と法人経営、所得税額の比較（試算）



・個人事業（白色）

経費は収入の20%と仮定
所得控除は一律200万円と仮定

・個人事業（青色）

経費は収入の20%と仮定
家族1名を年収100万円で専従
所得控除は一律200万円と仮定

・法人経営

経費は収入の25%と仮定
残りの70%を役員報酬と仮定
所得控除は一律200万円と仮定



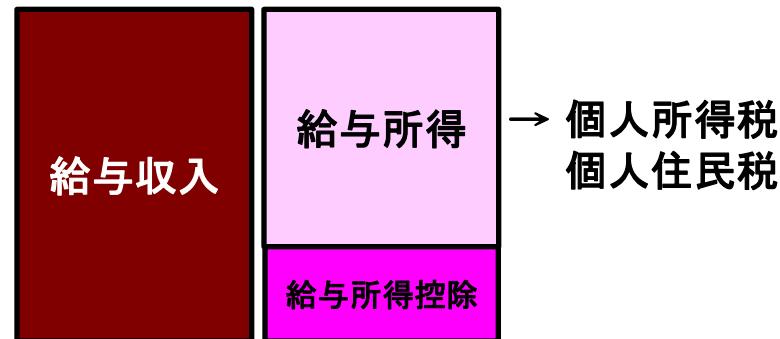
→ 法人所得税

→ 個人所得税

働き方と税金

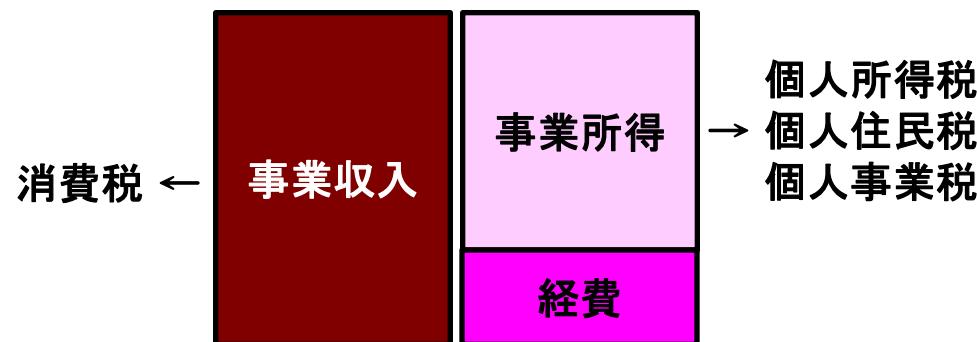
◎ 労働者（サラリーマン）

- ・個人所得税（国税）5~40%
- ・個人住民税（地方税）10%



◎ 個人事業

- ・個人所得税（国税）5~40%
- ・個人住民税（地方税）10%
- ・**個人事業税（地方税）** 5%
- ・**消費税（国・地方税）** 8%



◎ 法人経営

- ・個人所得税（国税）5~40%
- ・個人住民税（地方税）10%
- ・法人所得税（国税）15~25%
- ・法人住民税（地方税）
- ・法人事業税（地方税）
- ・消費税（国・地方税） 8%



消費税について

消費税納付額 = 売上の消費税額 - 仕入の消費税額

※ 仕入額には家賃、交通費、光熱費、通信費などの経費も含まれる

◎ 2年前の売上額が1000万円以下の場合、消費税の納付は免除

※ 2015年に初めて売上額が1000万円超となった場合、
2015～2016年は消費税納付免除、2017年の消費税は
2018年3月31日までに確定申告して納付

◎ 消費税納付額は、簡易課税方式で算出してもよい

消費税納付額 = 売上の消費税額 × (1 - 見なし仕入率)

見なし仕入率：サービス業は 0.5

◎ 売上が1000万円以下の場合、請求額に消費税を上乗せするか？

※ 全ての商品・役務には消費税をかけるというのが原則
売上が1000万円以下の場合も、支払った経費の中には
消費税が含まれている

→ 請求額に消費税を乗せなければ「払い損」、乗せると「貰い得」
今後、消費税率が上がることを考えると…

独立開業の目的・目標・覚悟を決める

◎ 目的

- ライフプランを立てる
- 何を目指すのか？（収入、技術、生きがい、社会貢献…）
- 優先順位を明確に（仕事、家庭、趣味他）

◎ 目標と計画（事業計画）

- ○年後の収入△万円、出版◊冊、技術指導□件…
- 業務に費やす時間（○時間/日 × △日/週）
- 独立業務100%なのか、パートタイム・兼業なのか
- 全部一人、with 家族、or 他の技術士とのチーム
- 具体的な行動計画を作ると動き出せる

◎ 覚悟

- 技術士の看板を背負った仕事として品質と価格に責任
- そのために必要な投資（金・時間）を怠らない意志
- 個人名を前面に出すことに伴う責任、リスク、覚悟

何が自分の商品・サービスなのか？

◎ 棚卸

- ・今までの自分を徹底的に見直し、強みと弱みを正しく認識
- ・常に、最新の履歴書と職務経歴書を用意しておく

◎ 専門領域

- ・自分の守備範囲はどこまで広げられるか？
- ・専門領域の上流側や下流側にニーズがないか？
- ・課題解決能力、技術的知見等は周辺分野でも通用しないか？

◎ 非専門領域

- ・マネジメント能力や種々の実務経験は売物にならないか？
- ・語学、特許知識、法律その他の武器を持っていないか？
- ・「雑用」や社内教育等が貴重な経験となっていないか？

◎ パーソナリティ

- ・対人能力、調整能力等の強みと弱みも整理しておく
- ・人脈（独立前、独立後）は、とても有力な財産である

事務所

◎ 事務所の名前（屋号）は？（最初が肝心）

- ・ オーソドックスなのは、〇〇技術士事務所
同名の事務所がある場合は少し変えてみる必要も
その他、〇〇コンサルティング、〇〇研究所、
〇〇リサーチ、〇〇オフィスなど

◎ 事務所は自宅兼用 or 外部に専用（共同）オフィス？

- ・ 自宅で仕事に専念できる場所を確保できるか
→ 机、PC、プリンタ、書棚など
- ・ 自宅で ON と OFF を切り替えできるか
- ・ 打ち合わせ場所は必要ないか
技術士会関連設備、顧客の事務所、喫茶店など？

◎ 専用の銀行口座の開設

- ・ 業務用と私用の口座（財布）は分けておくのが基本

名刺



公益社団法人 日本技術士会
The Institution of Professional Engineers, Japan

公益社団法人日本技術士会 会員

沢木技術士事務所



代表 沢木 至

技術士（化学部門・総合技術監理部門）

〒140-0011 東京都品川区東大井5-15-14

Tel 03-6433-9696

E-mail cycle.sawaki@nifty.com

URL <http://pe-sawaki.com/>

*日本技術士会のシンボルマークとロゴは、トップページの右上、「シンボルマークについて」→「シンボルマークの利用について」からダウンロード可能

ホームページ

The screenshot shows the homepage of the Sawaki PE Jp Office website. The header features the text "Sawaki PE Jp Office – Think for the future –". The navigation menu includes links for Home, Profile, Business Content, Engineers, Materials, Blog, Links, and Contact. A search icon is also present. The main content area contains a list of questions and concerns related to website usage.

- ◎ 営業・宣伝ツールとして
- ◎ 略歴・職歴の紹介資料として
- ◎ 情報発信の場として

- ☆ 検索エンジンで上位に表示されるか？
- ☆ 何を求めて訪れてくれたのか？
- ☆ 面識のない方が仕事を依頼したいと思うか？

営業活動（チャネルを増やす）

◎ 多くの場（グループ／会）で積極的に活動する

- ・日本技術士会の部会や支部、その他技術士のグループ等
- ・特にセミナーや講演会の講師は名前を売るチャンス

◎ 専門家や顧問として登録

- ・政府、地方自治体、公的機関、民間の専門員等として

◎ 人脈作り、情報交換、自己アピール

- ・技術士人脈（一番身近で頼りになるし、相互依存可能）
- ・出身大学、会社関係の伝手を起点に活動
- ・学会、講習会、セミナー等の有効活用
- ・仕事をした会社からの紹介、リピートオーダー
- ・SNS（Mixi、Facebook、Linkedin等）

◎ 執筆・講演

- ・単独またはグループでの執筆、出版、講演

◎ その他

グループでの活動

◎ 一人でできることには限界がある

- ・対応可能な専門分野が限定的
- ・営業活動のチャネル・人脈が限定的
- ・コンサルティング業務自体も一人でできる質と量には限界がある

◎ 仲間を見つける

- ・日本技術士会の専門部会、本部・支部、登録グループなど
- ・技術士のグループ（会社、社団法人、NPO、その他）
- ・士業（弁理士、中小企業診断士、司法書士など）のグループ

◎ グループで活動

- ・目的を同じくする同士が集まって互いに補完／協力
- ・グループとして協力、分担しながら業務開拓、業務遂行
- ・個人では持てない高額の機器、ソフト、権利（ID）等を共有

※ グループでの活動は、「個人の自由」を失う面もある
独立技術士は個性的、グループでの活動には難しい面もある
特に脱サラ組は、組織での活動が苦手？

IT対応

◎ IT武装は必須

- ・仕事のやり取りは電子メール、ネット経由が大半
- ・PC環境とネット接続環境は必須条件
- ・場合によっては外出先でのメールのやり取りも必要
- ・職種によっては今でもFAXは必要

◎ 必要な設備投資は惜しまない

- ・ハードウェアはトラブルを想定して冗長化が望ましい
- ・ソフトウェアは常に最新のものを用意したい

◎ ITスキルを身につける

- ・トラブルへの対処スキル（自力 or 他力）
- ・仕事相手との対応に最新のIT知識も必要なことも
- ・情報セキュリティ知識とその対処能力はとても重要

技術士プロフェッショナル宣言

◎ 技術士プロフェッショナル宣言

われわれ技術士は、国家資格を有するプロフェッショナルにふさわしい者として、一人ひとりがここに定めた行動原則を守るとともに、社団法人日本技術士会に所属し、互いに協力して資質の保持・向上を図り、自律的な規範に従う。

これにより、**社会からの信頼を高め、産業の健全な発展ならびに人々の幸せな生活の実現のために、貢献すること**を宣言する。

◎ 技術士の行動原則

- 高度な専門技術者にふさわしい知識と能力を持ち、技術進歩に応じてたえずこれを向上させ、**自らの技術に対して責任**を持つ。
- 顧客の業務内容、品質などに関する要求内容について、課せられた守秘義務を順守しつつ、業務に誠実に取り組み、**顧客に対して責任**を持つ。
- 業務履行にあたりそれが社会や環境に与える影響を十分に考慮し、これに適切に対処し、人々の安全、福祉などの公益をそこなうことのないよう、**社会に対して責任**を持つ。

技術士の仕入れ作業 (= CPD)

◎ 専門技術分野の情報

- ・自分の専門分野の最先端をフォローする
- ・専門の周辺領域を広げる努力を怠らない

◎ 専門以外の技術分野の情報

- ・科学技術動向、新技術、科学的なトピックス
- ・基礎からの再勉強（数十年前とは教科書も変わっている）
- ・資格取得を目標に勉強

◎ 非技術分野の情報

- ・個人で事業を進める上で不可欠な法令等の知識
- ・ビジネス関係情報、国際動向、法律・規制等の動向
- ・国、自治体、公的機関の中小企業助成事業等の情報
- ・IT技術関連、人事制度、会計制度等の動向
- ・会社にいると容易に得られていた各種情報
→ ビジネスの最前線にいるからこそわかること等
- ・その他、外に出て初めて得られる情報など

業務報酬について

◎ 技術士業務報酬の相場

- ・公益社団法人日本技術士会で定めた業務報酬の手引きを参考
- ・技術士の標準的な業務報酬の相場は1～2万円/時間
 - * 年収1千万円・2,000時間/年 → 時給換算 5,000円

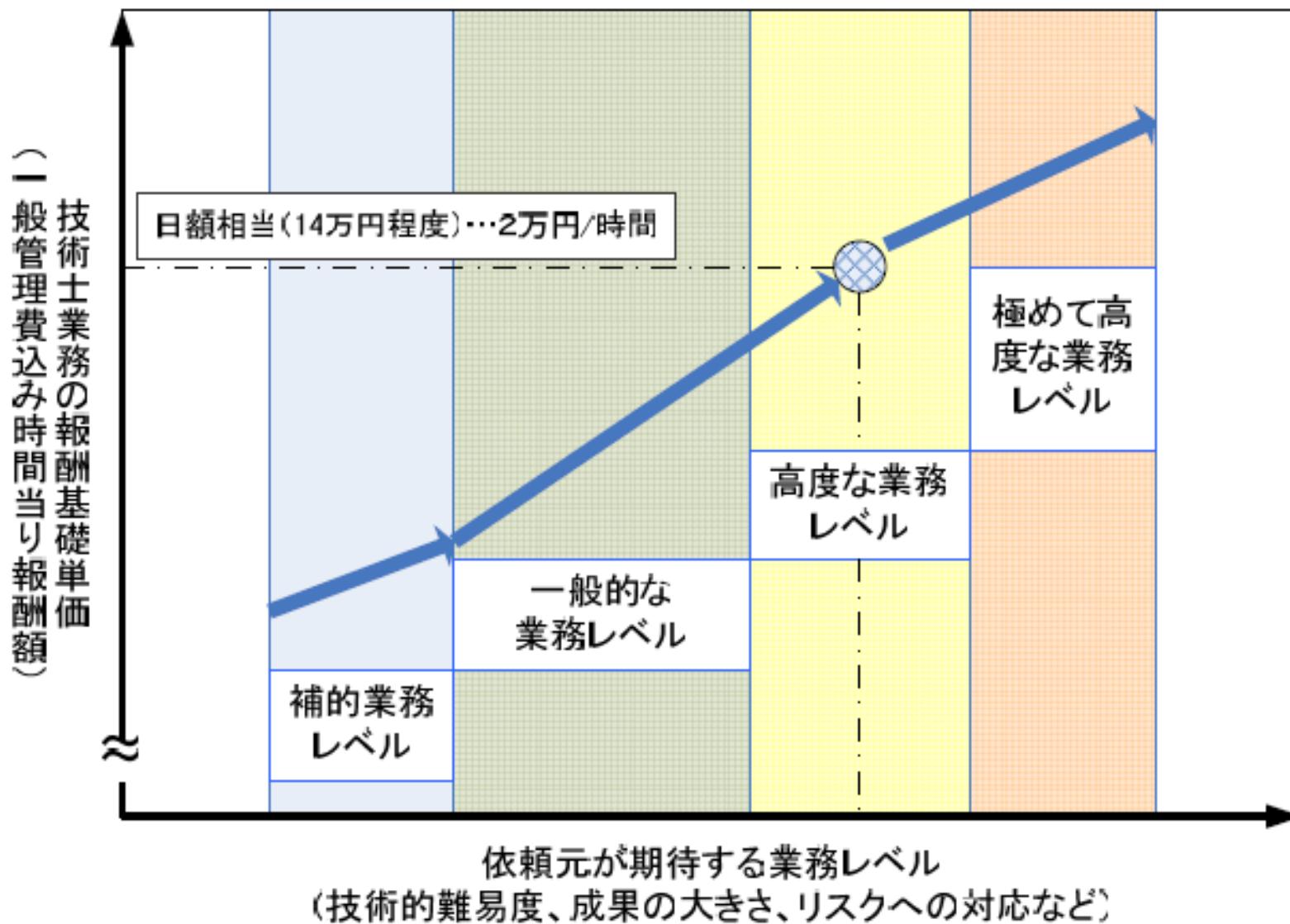
◎ 最終的には両者の合意、契約で

- ・業務内容、形態、顧客事情等に応じて報酬レベルは様々
- ・公的機関等からの依頼の場合、報酬は事前に決定済み
- ・簡単な業務でも契約を締結することが望ましい
- ・仕事で得られるものはお金だけではないという認識も重要

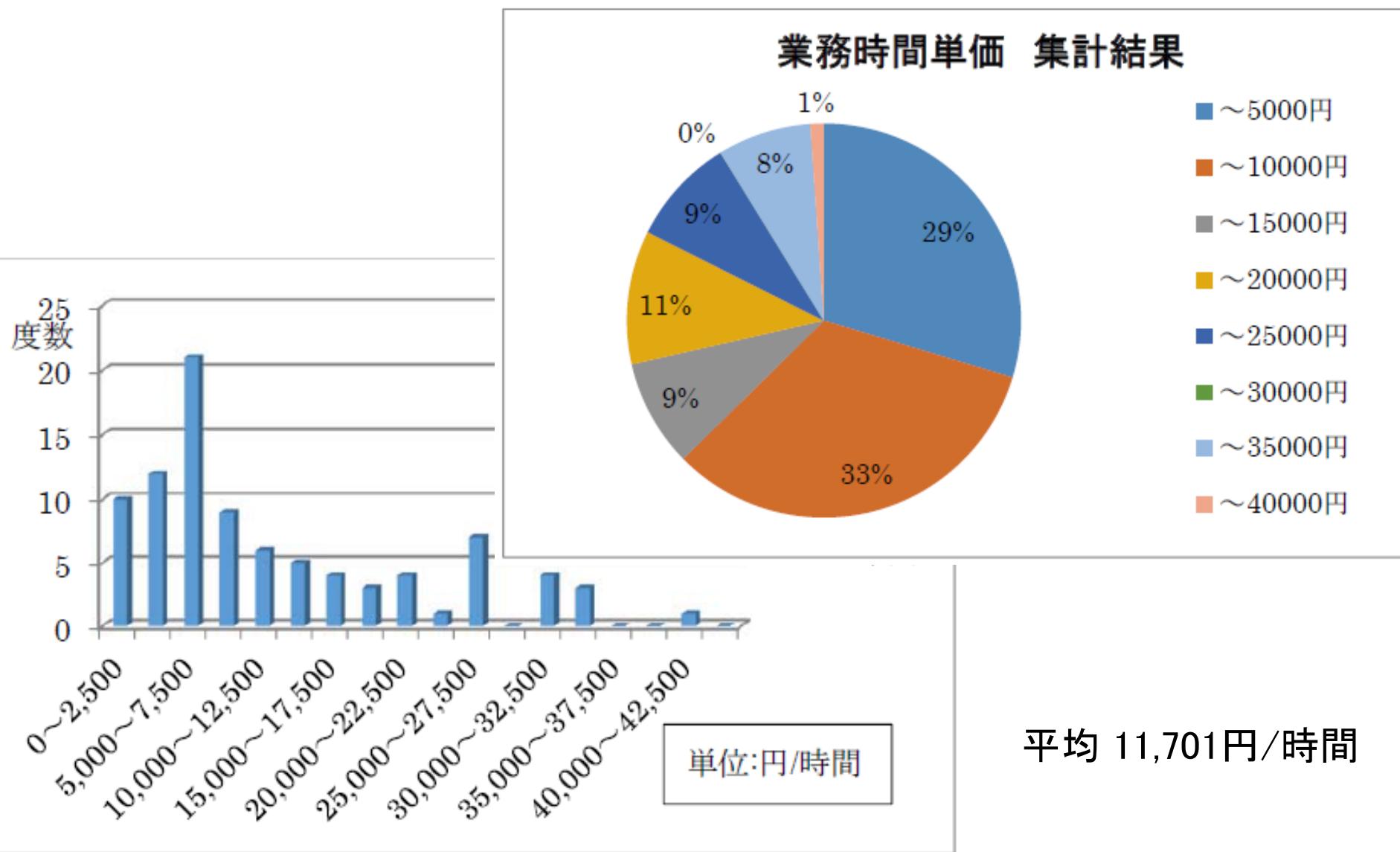
◎ 将来を見据えた戦略的な価格設定も

- ・最初は両者共に手探り状態、無難な価格でスタート
 - 実績を積みながら、段階的に報酬を見直す等
- ・相手の懐具合、契約形式（スポット or 長期）などを勘案
- ・時には無償奉仕や低価格で将来の仕事や顧客を確保？

報酬の手引き 報酬額のイメージ



業務報酬（時間単価）アンケート結果



出典：活用促進委員会アンケート（2013）

独立技術士対象：回答数 47名

お金にならない時間

◎ 会社員は勤務時間が給料の対象

- ・会社員は会社に自分の勤務時間を買ってもらっている
- ・業務に関連する情報収集や講習会参加なども給料の対象

◎ 独立技術士は成果物または実業務時間が報酬の対象

- ・直接その業務に関係しない費用や時間は報酬対象外
- ・一般的なCPD（情報収集、講習会参加等）も報酬対象外
　　参加費等に加え、時間も負担する必要
- ・技術士会関連の活動なども、基本はボランティア

◎ 自分への投資をケチらない

- ・CPD、技術士会活動、人脈作りなどは自分への投資
- ・個人で働く上での武装として種々の知識が重要
- ・長期的視点で考えれば、自分への投資は継続すべき

信頼を得るために

◎ 顧客の信頼を得るために

- ・仕事のスピードや品質など、業務遂行能力
- ・技術力や調査力など、技術的な能力
- ・専門外のこととも含め、聞かれたことに適切に応える姿勢
- ・その他、頭の回転、論理性、判断力、豊富な知識、等々
- ・相手に安心感、信頼感を与える態度、傾聴能力等
- ・時間や約束を守る、礼儀正しい、誠実等、基本的人間性
- ・時には「自分のことは棚に上げる」姿勢も大切

◎ 技術士の信頼を得るために

- ・技術士会の会合に積極的に参加
- ・依頼されたら極力引き受ける（チャレンジも重要）
- ・積極的にお手伝い（会の受付等は人脈形成のチャンス）
- ・講演や執筆等で技術力や実績をアピール

仕事の幅を広げる

◎ 顧客との出会いのきっかけは専門事項

- ・ネットでの検索、著書・講演会から、専門家登録経由等
- ・顧客も最初は専門的な技術課題の解決を望んでいる
- ・従って専門分野の解決能力がマッチングの可否を決める

◎ 仕事を進める中で顧客の抱える課題が見えてくる

- ・顧客が自分では気付いていない課題
- ・自分の知見で解決可能な、専門分野以外の課題
- ・顧客に解決の道筋を示すことができる課題
- ・技術的課題から経営課題まで、種々の課題が対象に
- ・場合によっては課題を見つけるという課題も

◎ 専門的課題は単発的だが、経営課題は継続的

- ・専門的課題を解決後、技術顧問に就任したケースも

※ その他（社員の要望を経営者に伝える、お悩み相談等）

リスクマネジメント

◎ 法律関係リスク

- ・契約/取引トラブル、労務/会社関係、知的財産、税金等
- ・必要な法律知識を身に付けて防衛
- ・重要度に応じて損害保険への加入も選択肢

◎ 情報リスク

- ・個人情報漏洩、機密情報漏洩等
- ・情報管理の徹底、IT関係

◎ ITリスク

- ・ハード/ソフトウェアトラブル、データ消失、ウィルス等
- ・冗長化（二重化）、バックアップ、こまめなアップデート
- ・セキュリティ対策の徹底

◎ 労働・健康リスク

健康管理

◎ 独立技術士の仕事は「健康」であることが大前提

- ・ 健康を害して仕事ができないと、自他双方に損害を与える
- ・ 健康管理も重要な仕事のひとつ

◎ 健康管理も自主的・能動的に

- ・ 会社員は会社が健康管理を計画、実施してくれる
- ・ 独立技術士（個人事業主）に有給休暇はない！
- ・ 健康管理も自主的にしなくては
→ 健康診断、人間ドック、早期治療、…

◎ 万一のための備え

- ・ リスクマネジメントの一環として考える
- ・ 保険、共済等
 - 団体医療補償制度（日本技術士会向け）
 - 小規模企業共済制度 ((独)中小企業基盤整備機構の共済制度)

家族の理解と協力

◎ 会社員生活とのギャップ

- 24時間家にいる？
- 収入が不安定
- 外出は不定期、繁閑も不規則 → スケジュール共有化
- 仕事なのか、趣味なのか、余暇なのかが不明確

◎ 独立開業生活への理解、家族への協力依頼

- 仕事内容や状況をきちんと説明し理解してもらう
- 可能であれば家族に手伝ってもらうことも

◎ オンとオフの切り替え

- 仕事と仕事以外の区別を明確に、メリハリをつける

◎ 家族への協力

- 仕事人間からの脱却、家族との時間を持つチャンス
- せっかく得た自由を有効に活用し、豊かな人生を
- 休暇や休憩の取り方を家族に合わせることも可能

独立で得られるもの

◎ 評価

- ・報酬は自分のアウトプットに対する評価という実感
- ・契約更新は自分の仕事の価値が認められた証
- ・指名を受けるのは自分への信用や期待の表れ

◎ 自由

- ・仕事（量、内容など）をある程度コントロール可能
- ・自分の時間、まとまった休み、平日雇間の自由時間
- ・働きたい間は、ずっと働き続けられる（定年がない）

◎ 達成感

- ・自分が世の中や顧客企業の役に立ったという手ごたえ
- ・会社員時代より遙かに多彩な人脈から得られる諸々
- ・会社員時代より広い守備範囲、多様な知見からの刺激
 - 様々な会社、異なる企业文化、新たな課題
新たな技術領域、対外的な付き合い、幅広い経験、…

最後に

◎ 独立技術士稼業は「ライフスタイル」である

- ・単なる転職先の一つではない
- ・仕事の内容や方法だけでなく、生活や考え方が大きく変わる
- ・それぞれの人の生き様（ライフスタイル）そのもの
- ・定年が無く、仕事があって健康である限り続けられる
- ・でも、ある程度の「実務能力」は必要

◎ 一人だからこそ、誰かに協力を求める必要も

- ・全部自分でやると言ってもできないことはある
- ・誰かとの知見の貸し借りや、仕事の相互紹介なども重要
- ・「情けは人の為ならず」

◎ 「運」と「縁」と「恩」を大切に

- ・今までの仕事は「運」と「縁」と「恩」で得たものばかり？
- ・「人事を尽くして天命を待つ」
- ・何故か、良いタイミングで新しい仕事が舞い込んでくる？
- ・安定したバラ色の将来は保証されていないけれど…